

## 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、保育士等が研修を受講しやすい環境を整えるとともに、保育士等が研修に参加している期間において保育の質の確保を図るため、市内の民間保育所等において研修代替保育士を雇い上げる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「研修」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）に基づき、県が実施する研修（委託を含む）及び県が指定した研修をいう。
- (2) 「保育士等」とは、保育士等キャリアアップ研修の実施について（平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号）3（1）に定める研修の対象者をいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱における補助対象者は、次に掲げる施設の設置者又は施設の長とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第4項の認可を受けた市内の保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けた市内の幼保連携型認定こども園
- (3) 法第34条の15第2項の認可を受けた市内の小規模保育事業を行う事業所

### (補助対象事業)

第4条 この要綱の補助の対象となる事業は、市内に所在する民間保育所等が実施する保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業とする。

### (補助対象経費及び補助基準額)

第5条 補助対象経費は、神奈川県保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第4条第1号に規定する雇用経費とし、補助基準額は、県要綱第4条第2号に規定する額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、県要綱第4条第2号の規定により算出した補助基準額と、同条第1号に規定する雇用経費とを比較して、いずれか少ない額とする。

（補助金の交付申請及び提出期限）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業計画書（第2号様式）
- (2) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業申請額内訳書（第3号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合、規則第6条各号に掲げる条件を付するものとする。

（交付の決定及び通知）

第9条 市長は、交付申請書が提出されたときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定し、綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金（変更）交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第10条 規則第8条第1項に規定する市長の定める期日は、交付決定を受けた日から起算して10日を経過した日とする。

（変更等の承認）

第11条 規則第6条第1号又は第2号の規定に基づく市長の承認を受けようとするときは、綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）により、変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載し、関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第12条 第9条の決定を受けた者は、綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇

用費補助金実績報告書（第6号様式）に次に掲げる書類を添付し、当該会計年度終了後の4月5日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業実績報告書（第7号様式）
- (2) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業精算額内訳書（第8号様式）
- (3) その他市長が必要と認める書類  
（書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管するものとする。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から起算して、5年間保存するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月25日から施行し、平成29年7月20日から適用する。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

第1号様式（第7条関係）

綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

㊞

年度綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 対象施設

2 交付申請額 円

3 添付書類

- (1) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業計画書（第2号様式）
- (2) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業申請額内訳書（第3号様式）
- (3) その他必要とする書類



第3号様式（第7条関係）

年度綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業申請額内訳書

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄附金 その他の 収入額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	要補助額 ⑧	既交付決定額 ⑨
	円	円	円	円	円	円	円	円

（記載上の注意）

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
2. ⑧欄には、⑦欄の額に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

（添付資料）

本事業に係る経費等が確認できる資料

第4号様式（第8条関係）

綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金（変更）交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 ⑩

年 月 日付けで申請があった 年度綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金の交付については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第5条（第9条）の規定により、次のとおり決定しました。

1 補助金額	円
既交付決定額	円（ 年 月 日決定）
今回変更（増減）額	円

2 補助条件

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める条件

第5号様式（第11条関係）

綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 所在地  
名 称  
代表者氏名

印

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金に係る事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので申請します。

1 変更の内容

変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後
円	円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 添付書類

第 6 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

報告者 所在地

名 称

代表者氏名

㊞

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用費補助金に係る補助事業の実績を次のとおり報告します。

補助金所要額	補助金交付決定額
円	円

1 添付書類

- (1) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業実績報告書（第 7 号様式）
- (2) 綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業精算額内訳書（第 8 号様式）
- (3) その他必要とする書類



第8号様式（第12条関係）

年度綾瀬市保育エキスパート等研修代替保育士雇用事業精算額内訳書

対象施設名 ①	総事業費 ②	寄附金 その他の 収入額 ③	差引額 ④ (②-③)	対象経費の 実支出額 ⑤	補助基準額 ⑥	補助基本額 ⑦	要補助額 ⑧	既交付決定額 ⑨
	円	円	円	円	円	円	円	円

（記載上の注意）

1. ⑦欄は、④欄、⑤欄及び⑥欄を比較し、最も少ない額を記載すること。
2. ⑧欄には、⑦欄の額に千円未満の端数を切り捨てた額を記載すること。

（添付資料）

本事業に係る経費等が確認できる資料